

あいチャンススマートTV (ケーブルプラスSTB-2) 加入契約約款

株式会社いちばらコミュニティー・ネットワーク・テレビ（以下「甲」といいます）と甲が提供するあいチャンススマートTVサービスを受ける者（以下「乙」といいます）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます）には、この約款を適用するものとします。

第1条（提供サービス）

この約款において、あいチャンススマートTVサービスとは、甲が、ケーブルプラスSTB-2（以下「CPSTB2」といいます）及びその付属品（以下「CPSTB2等」といいます）を用いて提供するサービスをいいます。

2. あいチャンススマートTVサービスは放送サービスへのご加入及び甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスご利用の同意が必要となります。

3. あいチャンススマートTVサービスに係る料金は、別紙に定める月額利用料、初期費用、手数料等（以下「料金等」といいます）とします。

第2条（提供サービスに係る約款等の適用）

この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供する放送サービスについては「契約約款」が適用されるものとします。この場合において、CPSTB2等については、当該約款に定めるデジタルセットトップボックス等として、当該約款の規定が適用されるものとします。

2. この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供するインターネット接続サービスについては「インターネット接続サービス契約約款」が適用されるものとします。

3. 甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスについては、トレンドマイクロ株式会社「ウイルスバスター」を提供します。あいチャンススマートTVサービスの提供を受けるためには、トレンドマイクロ株式会社が別に定める規約に同意し、利用条件等を遵守していただくことが必要です。

4. 前項の提携事業者が提供するサービスについては、提供事業者により、サービスの一部又は全部を変更もしくは終了される場合があります。甲は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損や滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

5. (1) 提携事業者によるコンテンツサービス
(ア) セキュリティソフトウェア
別紙1コンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、あいチャンススマートTVサービスをご利用いただく場合は、本サービスが自動的に利用開始になることを承諾していただきます。

(イ) その他提携事業者提供のコンテンツ
提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本約款の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第3条（加入契約の成立）

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定事項を記載のうえ甲に提出し、甲がこれを承諾したときに成立します。加入申込者から加入申込書の提出があった場合でも、甲は、次の場合には、加入申込者の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が料金等その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2) その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 加入申込者が成年被後見人であり後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
- (4) KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合
- (5) その他やむを得ない事由がある場合

第4条（料金等の支払）

乙は、別紙に定める料金等を、次の各号の定めに従い甲に支払うものとします。

- (1) 乙は、甲に対し、加入契約時に初期費用を支払うものとします。
- (2) 乙は、甲に対し、あいチャンススマートTVサービスの提供を受け始めた日が属する月の翌月から月額利用料を支払うものとします。
- (3) 乙は、甲に対し、甲が指定する銀行口座への口座振替により、料金等を支払うものとします。この場合において、領収書は発行しません。なお、甲と乙の合意により、その他の方法で料金等を支払うこともできるものとします。

第5条（au IDの提供）

乙は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意するものとします。またCPSTB2 1台につき「au ID」1個が予め提供されますので、加入申込時に暗証番号を設定するものとします。

2. 乙は、CPSTB2上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応の為に、甲が、前項で払い出された「au ID」が設定されているCPSTB2の機器情報をKDDI株式会社へ提供することについて承諾するものとします。

3. 第1項で提供された「au ID」は、乙があいチャンススマートTVサービスを解約した場合でも自動的に解約されません。なお、解約を希望する場合には、乙が、KDDI株式会社に対し解約手続きを行うものとします。

第6条（最低利用期間）

あいチャンススマートTVサービスの最低利用期間は、6ヶ月とします。

2. 乙は、最低利用期間満了日前に加入契約を解約する場合は、料金表に定める解約手数料に加え、最低利用期間満了日までの利用料を違約金として甲に対して別途支払うものとします。

第7条（加入契約の有効期間）

加入契約の有効期間は、加入契約成立日から6ヶ月間とし、加入契約期間満了までに甲及び乙いずれからも、更新しない旨の意思表示のない場合、加入契約は、引き続き1ヶ月の期間をもって自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第8条（責任事項）

甲が、甲の責に帰すべき事由により、あいチャンススマートTVサービス全ての提供を、1ヶ月のうち連続して引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第1条第3項の規定にかかわらず無料とします。

2. 天災・衛星の機能停止その他甲の管理が及ばない事由により、あいチャンススマートTVサービスの提供ができなかった場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。

3. 第2条第3項に規定するセキュリティサービスについて、そのセキュリティソフトウェアに不具合が発生した場合及びそのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。

第9条（料金等の変更）

甲は、社会情勢の変化、あいチャンススマートTVサービスの内容の変更等に伴い、第1条第3項の料金等を改定できるものとします。この場合において、甲は、改定の1ヶ月前までに乙に通知します。

第10条（約款の変更）

甲は、必要に応じ、この約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が乙に適用されるものとし、あいチャンススマートTVサービスの提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。

2. この約款の変更に当たっては、甲は、乙に対して、その変更内容を電子メールによる送信、甲のホームページにおける公表その他甲が適当であると判断する方法により、事前

第11条（準用）

契約款第19条（一時停止）、第21条（名義変更）、第22条（解約）、第23条（加入者の義務違反による解除）、第26条（個人情報の保護）、第27条（特約事項）の規定は、あいチャンススマートTVサービスについて準用します。この場合において、それぞれの規定中「本件サービス」とあるのは「あいチャンススマートTVサービス」と読み替えるものとし

第12条（協議）

この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議のうえ、解決にあたるとします。

第13条（準拠法）

この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

この約款に関する訴訟、その他紛争については、千葉簡易裁判所又は千葉地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とします。

附則 令和3年4月1日より適用します。

別紙1 「ウイルスバスター for au」のご使用前に必ずお読みください

下記の使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）は、お客様とトレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ」といいます。）との間の契約です。「ウイルスバスター for au」（第4条所定のサポートサービスの一環として提供される一切のパターンファイル、検索エンジンおよびプログラムモジュール等、ソフトウェア製品に付属するツール等）のうち専用の使用許諾契約書がないものを含みます。以下、総称して「本ソフトウェア」といいます。）をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意されたことになります。また、本契約はお客様とトレンドマイクロとの間で締結されますが、20歳以上の方のみ本契約を締結することができます。もし、お客様が20歳未満である場合には、お客様の親または保護者が本契約に同意する必要があります。お客様自身が本契約に同意した場合には、お客様が20歳以上であるということ、ならびに、本契約が有効であり、お客様が、本契約におけるすべての法的な責任を負うことを保証します。

使用許諾契約書

第1条 使用権の許諾

トレンドマイクロは、本契約記載の条件に従い、本条に定めるお客様が自己所有（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）するモバイルハードウェアにおけるセキュリティ対策を目的とした以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をKDDI株式会社（KDDI株式会社所定のCATV会社を含みます。以下総称して「KDDI」といいます）または沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます）の提供する所定のサービス（以下「本件サービス」といいます）に加入されたお客様に対して許諾します。

(a) 本件サービスの加入期間中、本件サービスの適用対象となるハードウェア上で本ソフトウェアをKDDIまたは沖縄セルラーが許諾する数を限度に使用する権利。

第2条 著作権等

- 本ソフトウェアおよびマニュアル等本ソフトウェアに関連する一切のドキュメント（以下、総称して「ドキュメント」といいます）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロへ独占的に帰属します。
- お客様は、トレンドマイクロの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアおよびドキュメントを第三者へ貸与、貸または販売できないものとし、かつ、本ソフトウェアおよびドキュメントに担保権を設定することはできないものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアを使用することはできないものとします。
- お客様は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、トレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

第3条 保証および責任の限定

- トレンドマイクロは、本ソフトウェア、ドキュメントまたは第4条に定義されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、トレンドマイクロは、本ソフトウェアもしくはドキュメントの機能またはサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。
- KDDIまたは沖縄セルラーが定める手続によるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合はその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、お客様の責任とさせていただきます。
- 本ソフトウェアの譲渡に関連して生じたいかなるトラバルについても、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。また、トレンドマイクロは、合理的な理由に基づき不正な手段もしくは目的による譲渡または入手につき、使用停止の措置を講ずる場合があります。この場合、トレンドマイクロは、本ソフトウェアの利用者に責任がない場合であっても一切の補償をいたしません。
- お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含みますがこれに限られません）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはドキュメントの使用、サポートサービスならびにサポートサービスの提供を受けられないことと起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関してトレンドマイクロは一切の責任を負いません。
- 本契約のもとで、理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

第4条 サポートサービス等

- トレンドマイクロは、KDDIまたは沖縄セルラーが定める手続に従い、本件サービスに加入されたお客様に対し、本件サービスの加入期間中、以下に記載されるサポートサービス（以下「サポートサービス」といいます）を提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、一部ご利用いただけないサポートサービスがあります。
 - 各種パターンファイル、検索エンジンおよび各種プログラムモジュールのアップデートサービス
 - メールまたはチャット等による問い合わせ対応
- サポートサービスの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
 - KDDIまたは沖縄セルラーが定める手続に従って本件サービスへの加入手続きを行っていないお客様
 - 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
 - KDDIまたは沖縄セルラー所定のサービスへの契約を終了または契約を解除されたお客様
 - 本ソフトウェアを、トレンドマイクロが対応外とするオペレーティングシステム（日本語版以外のオペレーティングシステムを含みます）上で使用しているお客様
 - 日本語以外の言語にて問い合わせをされたお客様
 - KDDIまたは沖縄セルラーにおいて所定のサービスへの登録情報が確認できないお客様
- トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - システムの緊急保守を行うとき
 - 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
 - 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - 上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき
- 前項にかかわらず、トレンドマイクロは、本ソフトウェアおよび一部の対応オペレーティングシステム上で使用される本ソフトウェアについて同社の数度でサポートを終了することができるとし、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。なお、サポート終了製品は、別途サポートサービスの一環として配信するWebページ、電話またはファックスを介する問い合わせによってご案内いたします。

第5条 契約の解除

- お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアおよびドキュメントを一切使用することができません。
- 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊犯罪能力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、に該当する、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。
 - 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物を破壊することにより本契約を終了することができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。
- 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物をトレンドマイクロへ返却するかまたは破壊するものとします。

第6条 守秘義務

- お客様は、(a) 本契約記載の内容、および、(b) 本契約に関連して知り得た情報（本ソフトウェアのサポートサービスに関する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID、パスワード、更新キー、IPアドレスならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、トレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく

第三者（KDDI、沖縄セルラーを除きます）に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家机关の命令による開示等正当なる事由に基づき開示を行う場合はこの限りではありませんが、その場合はトレンドマイクロに対して速やかに事前の通知を要するものとし、

- 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
 - 開示を受けた時に既に公知である情報
 - 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
- 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第7条 個人情報の取り扱いについて

- お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。
 - 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、KDDIおよび沖縄セルラーまたはお客様が第4条1項、2項および3項に基づき届け出た事項
 - 購入製品、ユーザ登録ID、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様とKDDIおよび沖縄セルラーとの契約にかかわる事項
 - お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
- お客様は、トレンドマイクロが、コンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
 - サポートサービスの提供
 - 契約の更新案内
 - トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内
 - トレンドマイクロの製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
 - セキュリティに関する情報の提供
 - アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
 - トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知
- お客様は、トレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、秘密保持契約書を締結したうえで同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して本条第1項所定の個人情報を提供し、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。尚、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。
- お客様は、トレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途トレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、トレンドマイクロは速やかに当該個人情報の訂正もしくは削除に応じるものとします。

- 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、トレンドマイクロは開示の義務を負わないものとします。
 - トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
 - 保有期間を経過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報
 - 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
 - トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあることが判断された情報
- お客様は、トレンドマイクロが本条2項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、トレンドマイクロ個人情報保護担当（兼個人情報保護管理責任者）privacy@trendmicro.co.jpとなります。
- お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条1項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報トレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意します。
- お客様が本条1に同意いただけない場合、本ソフトウェアに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第8条 契約期間

- 本契約の有効期間中、お客様が本契約に同意した日から、第5条に基づき本契約が終了するかまたは解除されるとき、もしくは本件サービスの加入期間が終了するときまで有効です。
- KDDIまたは沖縄セルラー所定の手続を行うことにより本件サービスの加入期間を更新されたお客様は、本契約の最新の内容が適用されます。

第9条 一般事項

- 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません）当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。
- お客様は、本ソフトウェアおよびそれらにおいて使用されている技術（以下「本ソフトウェア等」という）が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国の政府における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な取扱いの許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。
- お客様は、2012年9月現在、米国により定められる禁輸国が、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアであること、禁輸国に関する情報が、以下のWebサイトにおいて検索可能であること、ならびに本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法下の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。
<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/>
<http://www.bis.doc.gov/complianceandenforcement/ListsToCheck.htm>
- 本契約の締結により、お客様が米国により現時点で禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。
- お客様は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、トレンドマイクロは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。
- お客様は、トレンドマイクロからお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段（POPUP等を含みます）によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。
- 本ソフトウェアにおいて有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし、Webページにアクセスした場合、以下の事項がおこることがあります。
 - お客様がアクセスしたWebページのWebサーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等をURLのオプション情報として付加しWebサーバへ送信する仕様の場合、URLのオプション情報にお客様の入力した情報（ID、パスワード等）などを含んだURLがトレンドマイクロ（本号においてその子会社を含みます）のサーバへ送信される。この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスするWebページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスするWebページのセキュリティチェックを実施します。
- 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審として専断的管轄権を有するものとします。